令和８年 10 月
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律
施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

１．背景

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 65 号。以下「改正法」という。）によって改正後の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第９条の２第５項において準用する同条第２項の規定により廃止の予定が公示された処理区域内の便所については、公共下水道に連結される水洗便所への改造義務（同法第 11 条の３第１項）の適用を除外することとした。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）においても、廃止の予定が公示された処理区域内の建築物に設けられる便所について、当該便所を公共下水道に連結された水洗便所とすることを求める規定（同法第 31 条第１項）の適用対象から除外することとした。

これを踏まえ、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号。以下「施行規則」という。）についても所要の改正を行う必要がある。

２．改正の概要

施行規則第 38 条第１項を改正し、公共下水道の処理区域の廃止の予定が公示された区域内における認定畜舎等に設けられる便所については、公共下水道に連結された水洗便所とすることを求める規定を適用しないこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布　令和８年 12 月
施行　令和９年１月 12 日（改正法の施行の日）